

市場監督管理総局・知識産権局
「2019年知的財産権法執行『鉄拳』行動計画」
の印刷・配布に関する通達

各省・自治区・直轄市・新疆生産建設兵団市場監督管理局(庁、
委員会)、知識産権局関係者各位

2018年、党と国家機関の機構改革において、知的財産権法執行体制は重要な調整が施され、商標と専利の法執行の職責を市場監督管理総合法執行部隊が担当することになった。市場監督管理総合法執行の優位性を十分に発揮し、知的財産権の法執行の効果を高めるため、市場監督管理総局は知識産権局とともに「2019年知的財産権法執行『鉄拳』行動計画」を制定し、ここに各位に配布する。実情に結びつけ、しっかりと徹底的に実行されたい。

市場監督管理総局・知識産権局

2019年4月25日

(本文書は公開して公布する)

2019 年知的財産権法執行「鉄拳」行動計画

2019 年は知的財産権の法執行体制改革後の元年である。知的財産権の法執行を強化し、商標、専利（特許、意匠、実用新案を含む）、地理的表示等知的財産権を侵害する違法行為を厳正に取り締まるため、市場監督管理総合行政法執行に関する改革を深化する方針と全国市場監督管理活動会議で定めた要求事項に基づき、本行動計画を制定する。

一. 全体的な要求

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想の指導のもと、中国共産党の第 19 回全国代表大会と第 19 期中央委員会第 2 回及び第 3 回全体会議、中央経済活動会議の精神を掘り下げて追求して徹底的に実行し、知的財産権の保護を市場監督管理総合法執行の重要な内容とし、知的財産権の行政法執行体制の構築を大々的に推進し、知的財産権法執行の効力向上に尽力し、重点市場、重点領域における法執行を強化し、商標、専利、地理的表示の権利侵害及び詐称の違法行為を厳正に取り締まり、重大事件及び重要事件の調査と処理を督促し、権利者と消費者の合法的な權益を適切に保護し、イノベーション環境の持続的な最適化を促進し、卓越した成績で新中国建国 70 周年を迎える。

二. 主な任務

(一)商標権利侵害行為の厳正な取締り。罰則と指導の結合、取締りと予防の同時進行を堅持し、馳名商標、老字号(老舗)商標、渉外商標の保護を強化する。食品、化粧品、農業用品、自動車部品、家電製品、内装用材料、衣服、家具等の重点商品に対し、卸売市場、服飾専門店、商品見本市、旅客輸送拠点等を重点場所とし、特別取締り活動を展開する。商品の製造・流通、ネット販売、商標印刷等における法執行を強化し、登録商標の模倣、使用が禁じられている商標の使用、規定に反する登録商標標識の印刷等の違法行為を取締りの重点対象とし、深刻な権利侵害、権利の繰り返し侵害、集団による権利侵害等行為の取締りを強化し、違法コストを確実に引き上げる。

(二)違法な専利詐称行為の厳正な取締り。食品・医薬品、家電製品、日用品、環境保護製品、電子通信製品等の重点商品に焦点を絞り、大型商店、スーパー、専門市場、インキュベーター、イノベーションパーク、電子商取引プラットフォーム等を重点対象とし、法執行の検査行動を展開し、違法な専利詐称行為を厳正に取り締まる。

(三)違法な専利権侵害行為の厳正な取締り。重要な見本市、交易会等開催期間中に会場内に監督管理要員の駐在、開催前の審査、開催中の巡回、現場での拠点設置等の措置を積極的に講じ、関係者との連携により専利権侵害紛争を速やかに処

理し、違法行為を取締り、紛争の防止、調停、処理を適切に行う。電子商取引領域における法執行・権益維持連携メカニズムを絶えず深化させる。涉外、民営企業専利権侵害紛争事件の処理を強化する。再犯、集団、悪意等の情状が深刻な専利権侵害行為に対して威圧的な取締り態勢を堅持する。

(四)違法な地理的表示の権利侵害行為の厳正な取締り。地理的表示製品及び集団商標、証明商標として登録された地理的表示を重点対象とし、法執行の検査を強化し、法により使用管理規定に違反する行為を取り締まる。農業関連製品、特色ある製品に対し、生産集中地、販売集積地を重点対象とし、オンラインとオフライン、地域内外の連携による法執行を強化し、地理的表示の権利侵害及び模倣事件の取締りを強化し、特別標識・類似標識の無断使用、特別標識の偽造・詐称・不正印刷等の行為を厳正に取締り、地理的表示製品の信用とブランド価値を適切に維持する。

(五)違法な特殊標識の権利侵害行為の厳正な取締り。国際的、全国的なスポーツや文化等のイベントの開催に際して、公式標識、特殊標識の法執行を強化し、オリンピック標識と国際園芸博覧会標識の保護を強化し、標識の専有使用権侵害行為を厳正に取り締まる。衣服、玩具、記念品等の商品を重点対象とし、卸売市場、重点商店街、観光地等の重点地域における法執行の検査を強化し、不法な標識の使用、権利侵害

商品の販売等の違法行為を厳正に取り締まり、イベントの開催のために良好な環境を創出する。

三. 重点領域

(一) 電子商取引領域における法執行の強化。オンラインの厳重チェック、追跡調査、合同取締りのメカニズムを確立し、オンラインとオフラインを一体化させた法執行を推進する。オンラインの権利侵害行為に対する監視、識別、精査を強化し、情報収集と証拠固めを確実にを行い、電子商取引事業者に存在する権利侵害・詐称行為を厳正に取り締まる。オンラインとオフライン、所轄地域内外の法執行の提携を確実にを行い、産業チェーン全体において権利侵害行為を取り締まる。

「電子商取引法」の実施を推進し、電子商取引プラットフォーム事業者、プラットフォーム内事業者が「通知—削除—開示」の責任を果たすよう監督する。法執行部門とプラットフォーム事業者及び権利者との間における連絡メカニズムを確立し、権利者からの苦情及び処理状況を適宜把握し、プラットフォーム事業者が法により公正で規範的な知的財産権保護規則を策定することを支援する。

(二) 重点商品取引市場の法執行の強化。近年の事件処理の状況と結びつけ、苦情が比較的多く、事件が多発する商品取引市場に対し、集中取締りを展開し、権利侵害行為を厳正に取り締まり、市場運営者が市場の管理責任を確実に果たす

よう監督し、事業者の知的財産権に対する保護意識を高め、積極的に法律を順守し、誠実な運営をするよう指導する。農村市場や都市と農村の隣接地域の市場における法執行を強化し、食品、家電製品、日用品、農業用品等商品を重点対象とし、祝祭日等の重要な消費時期に際して、法執行の検査行動を展開し、登録商標の詐称、他者の登録商標を商品名とする又はパッケージに使用する等の違法行為を厳正に取り締まる。

(三) 外商投資領域の法執行の強化。 中国企業と外資系企業を分け隔てなく平等に保護し、外商投資領域における知的財産権侵害行為を法により厳正に取り締まる。商標の乱用や専利の詐称等の外資系企業から比較的多くの意見が出されている違法行為に対して処罰を強化し、国際的な見本市、交易会等における商標権、専利権の保護を強化し、見本市、交易会の開催期間中の権利侵害、模倣行為を適時処罰する。税関、公安等の部門との法執行協力を強化し、輸出入貿易における知的財産権の法執行を強化し、権利侵害商品の製造元及び販売元を厳正に取り締まり、国内外で結託し、権利侵害商品を越境して製造、販売する違法行為を大々的に取り締まる。

四. 業務措置

(一) 法執行の適時性の向上。 知的財産権に対する行政の法執行の迅速さと効率性という優位性を十分に活かし、内部法執行手続きの整備を通じて、各プロセス間の連携と協力を

強化し、事件の端緒情報の迅速な受理、調査、処理を実現し、法執行の効率を絶えず引き上げ、事件処理にかかる時間を短縮する。行政による権利侵害停止の強制・命令手続きを整備し、権利侵害行為を速やかに阻止し、損失の拡大を防止する。法執行のサポートを強化し、権利侵害行為の迅速鑑定メカニズムを確立し、法執行要員が鑑定証明、所有権帰属情報等の証拠資料を迅速に入手できるルートを整備する。健全で迅速な対応メカニズムを確立し、メディアと一般大衆からの反響が大きい重大権利侵害行為を速やかに適切に処理する。

(二) 法執行の専門性の向上。業務研修、巡回講演、競技大会、事件の合同処理等の活動を展開し、法執行要員の内偵捜査、証拠調べ、事実認定、文書作成等の能力を徐々に向上させる。知的財産権に関する行政による法執行の典型事例を選び出して報告し、指導的事例を作成する。法執行の優秀人材を選抜し、専門家人材バンクを設立し、業務指導教官を養成し、教養と専門を結びつけ、一つの専門と多方面の実務能力を有する知的財産権法執行人材の育成に尽力する。知的財産権法執行協議制度の構築を検討し、情状の複雑な事件や重要な法執行事項を集団で討議する。知的財産権の権利侵害の判断、検査鑑定分野の専門的優位性を十分に発揮し、知的財産権の権利侵害紛争、検査鑑定技術のサポート体制確立のための試行を積極的に展開する。大学教授、専門家・学者、著

名な弁護士等を招請して専門家諮問委員会を設立し、法執行のために法律、技術等の面でサポートする。

(三) 法執行の系統性の向上。法執行行動の調和と統一を強化し、行政法執行の規模の効果と全体の優位性を十分に発揮し、所轄地域内外の多部門による情報提供、証拠の引渡し、事件の捜査協力、結果の相互承認制度を徐々に確立する。大量で広範囲の、多種のブランドに関わる、越境の違法行為について、地域間、部門間の合同法執行を展開し、製造、運営、流通の産業チェーン全体を網羅する法執行モデルを構築し、関連事件を追跡調査し処理する。知的財産権の法執行連絡員制度を確立し、市場監督管理総局法執行稽查局と知識産権局知識産権保護司は責任者を指名して省（自治区、直轄市）を跨ぐ業務の連絡調整を担当させ、各省、市、県の市場監督管理部門と知識産権部門はそれぞれ責任者を指名して地域間の連絡及び連携を担当させる。省級市場監督管理部門と知識産権部門は5月30日までに連絡員名簿（添付資料1）を市場監督管理総局と知識産権局に提出する。

(四) 法執行の参加度の向上。企業権利者、産業組織、仲介機構、一般大衆の法執行への参加を奨励し、法執行のために情報提供と必要なサポートを行う。苦情及び通報のホットラインを十分に活かし、苦情及び通報ルートを整備し、違法行為に対する企業と一般大衆による苦情の申立てと通報を奨

励する。権利者との連絡交流を強化し、権利侵害調査、商品鑑定、情報追跡における権利者の役目を発揮させ、事件処理過程の権利者の知る権利を保障する。関連産業組織との交流メカニズムを確立し、産業組織による産業規範の策定を支援し、産業の自律性と自主的権利維持の役割を發揮する。

(五) 法執行の抑止力の向上。事件の公開、メディアへの露出、信用失墜での処罰等の措置を通じて、法執行の警告と抑止の役割を十分に發揮する。テレビ、新聞・雑誌、インターネット等の媒体を活用し、知的財産権法執行の成果を幅広く宣伝し、影響力のある知的財産権事件を適宜社会に公開する。「4月26日(世界知的所有権の日)」、「5月10日(中国ブランドデー)」等重要な節目に集中的な宣伝を展開し、事例分析、事案を用いた法解釈、法の執行及び普及への注力度を拡大し、セルフメディアの役割を發揮させ、宣伝の広がり浸透を図る。法執行の情報収集・共有メカニズムを健全化し、知的財産権行政処罰情報を国家企業信用情報開示システムに適時収集・整理し、法により社会に開示し、その合同処罰における役割を十分に發揮させ、法により信用の失墜した違法主体に対し、合同処罰を実施する。

五. 業務要件

(一) 組織力と指導力を強化する。各地の市場監督管理部門と知識産権部門は知的財産権の法執行を高度に重視し、念入

りに配置し、力を尽くして実行に移し、更に新しい理念、固い決意、強固な措置、確実なやり方で知的財産権の法執行を大々的に推し進め、重点市場、重点地域の取締り強化の措置を講じ、知的財産権侵害行為を徹底的に厳しく処罰する。市場監督管理総合行政法執行改革の深化に関する配置と要件に基づき、商標、専利等の領域の法執行の職責を統合し、制度メカニズムの構築を着実に推進し、人員、経費、法執行の装備を保証し、法執行の事件処理と業務指導を強化する。「市場監督管理行政処罰程序暫行規定」(市場監督管理行政処罰手続き暫定規定)及び関連する行政法執行制度を厳格に執行し、規範化された公正かつ文明的な法執行を推進する。

(二)法執行方法の革新を図る。総合的な法執行の優位性の発揮を重視し、従来の各プロセスの独立した法執行から連携による法執行方式、産業チェーン全体での法執行方式への転換を推進し、個別事件から着手し、販売ネットワークと製造元を追跡調査し、違法な産業チェーンを排除することに習熟する。知的財産権の法執行を製品の品質、消費者の権益保護、不正競争の防止等に関する法執行と結びつけ、連携を強化し、多くの手段を通じ、違法行為を厳重に取り締まる。行政の法執行を司法による保護と結びつけ、連携を強化し、証拠の採用、法律の適用等において一致性を引き上げる。行政の法執行と刑事司法を結びつけ、連携を強化し、規定に基づき犯罪

の疑いのある事件を移送し、法により犯罪を構成しない違法行為を処罰する。「双随机、一公開」(無作為に調査対象を抽出し、無作為に調査員を選出して調査を行わせ、結果を迅速に公開する)の監督管理と法執行による事件処理との結びつきを強化し、綿密な法執行調査ネットワークを構築する。規定に基づき、権利侵害商品の廃棄処分を確実にを行い、再度市場に出回ることを防止する。

(三) 評価体制を整備する。 健全な知的財産権法執行の成果評価制度を確立し、法執行の適時性、専門性、系統性、参加度、抑止力と結びつけ、事件数、事件処理期間、宣伝頻度、社会満足度等の面から、法執行による事件処理成果を科学的に公正に評価する。苦勞を厭わず、圧力に屈せず、事件の端緒情報を掘り下げ、難しい事案を解決した成績の突出した法執行要員及び業績の優れた地域を表彰する。また、権利侵害問題が多発し、取締りの効果が低い地域に警告し、「行政約談」(面談方式の行政指導)、「掛牌督弁」(重要事件に対して、上級機関の監督責任と下級機関の実施責任を明確にし、取締りと是正の任務を期限付きで督促すること)の方法を通じ、改善を促す。市場監督管理総局と知識産権局は状況に基づき、重点市場と地域に対し、交互に検査を展開し、知的財産権の法執行を知的財産権の侵害と模倣・粗悪品の製造・販売を取り締

まるための重要な内容とし、中央政府による地方政府への総合改善措置査定の範囲に組み入れる。

(四)統計制度を健全化する。健全な情報統計、分析、報告制度を確立し、報告する情報の内容、期間、手続きを更に明確にし、責任者を指名して情報統計の報告を担当させ、定期的に分析報告書を作成し、政策措置の策定と特別取締りを行うための参考とする。各地の市場監督管理部門は定期的に法執行に関するデータをとりとまとめ、各四半期の最初の月の15日までに市場監督管理総局に前四半期のデータ(添付資料2)、知的財産権に関する重大・重要事件(添付資料3)、重点市場と重点地域の法執行動向(添付資料4)を速やかに提出し、知識産権局に写しを送付する。また、各地の市場監督管理部門と知識産権部門は2020年1月15日までに年度活動総括を市場監督管理総局と知識産権局に提出する。

問い合わせ先:市場監督管理総局法執行稽查局 楊偉濤

TEL/FAX:010-88652465

E-mail:ipe0817@126.com

WeChat:ipe0817

知識産権局知識産権保護司 蔡健煒

TEL/FAX:010-62083312/62083091

E-mail:zhifa@sipo.gov.cn

WeChat:chaseinbj

出所：

2019年4月25日付け国家市場監督管理総局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所日本語仮訳を作成

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zfjcj/201904/t20190426_293160.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。